



越前市 PR 応援商品

登録受付中！

1 「越前市PR応援商品」登録制度について

豊かな自然環境を有し、歴史と文化が残るモノづくりのまち「越前市」から全国に向け販売される商品で、以下のような商品を登録する制度です。

- ①十分な販売実績があって、ロゴマークを使用し越前市のPRにご協力いただける商品
- ②新商品などで、ロゴマークを活用することにより販売促進につなげたい商品

2 対象商品

- ①市内の事業者が市内で生産・製造している商品
- ②市外の事業者が生産・製造する商品のうち、越前市とのゆかりや歴史的つながりを有し、市内で生産される原材料を使用する商品。

3 登録すると？

次のようなメリットがあります。

- ①越前市HP「越前市PR応援商品」のページにて、登録商品を紹介します。
- ②ロゴマーク表示のサポートを受けることができます。
(シール配布、改版費用の一部補助)
- ③登録商品を展示会等に出展する際、展示会等出展支援事業補助金を利用すると、補助金を5万円加算します。
- ④ふるさと納税返礼品の取り扱い審査を優先的に行います。
※ふるさと納税返礼品への登録には、別途申込が必要です。なお登録の採否は、越前市が審査を行いますので、登録を確約するものではありません。
申込先：ブランド戦略課

4 登録方法（申請方法）

以下の書類を産業政策課へ提出してください。
なお、随時登録を受け付けています。

- ①越前市PR応援商品登録申請書
- ②商品チラシ、商品の写真等

【問合せ先】
越前市役所 産業政策課
TEL 0778-22-3047
Email syoukou@city.echizen.lg.jp

裏面に続きます

越前市 PR 応援商品

ロゴマーク等の 詳しい活用方法

5 ロゴマークの使用について

- ロゴマークは越前市在住のデザイナーが制作し、バリエーションは全5色×2パターン（色の反転タイプ）、全10通りのバリエーションがあります（※1）。
- 使用方法は、以下の2パターンがあります。
 - ①直接パッケージに印刷表示
 - ②市で用意するシールを貼る（※2）
- ロゴマークは、単独での表示や、ロゴマークの下部に市をPRするキャッチコピーを表示したり、ウェブサイトやパンフレットに表示するなど、自由にご使用いただけます。
 - ※1 別途デザインマニュアルにカラー規程等が定められています。
 - ※2 市で用意するシールは原則黒色になります。

6 キャッチコピーの表示について

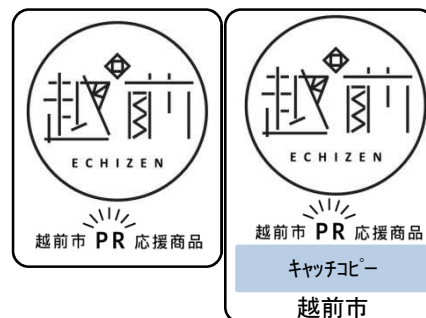
市が用意するシールに表示されるキャッチコピーは以下の4種類です。

- ① 越前国府が置かれ、紫式部が暮らしたまち 越前市
- ② 自然に囲まれ幸せ運ぶコウノトリが舞うまち 越前市
- ③ 伝統産業に出会える手仕事のまち 越前市
- ④ 豊かな自然と歴史のまち 越前市

なお、パッケージに印刷する場合は、キャッチコピーを事由に表示していただいて構いません。

（例）越前おろしそばの里 越前市
手すき和紙日本一のまち 越前市

シールのイメージ



キャッチコピーを
表示する場合

7 製版（改版）費用の一部補助について

パッケージにロゴマークを表示させたり、越前市をPRするデザインを採用する場合、製版または改版に要する費用の3分の2（年間20万円）を上限に補助いたします。パッケージ改版のタイミングに合わせてご活用をご検討ください。

8 「越前市HP」内の商品掲載について

越前市HP「越前市PR応援商品ページ」にて掲載し、PRを行います。商品画像・商品情報・連絡先等、また商品販売のページにもリンクすることが出来ますので、販売促進に利用ください。 ※登録時に、商品の画像データの提供をお願いします。

9 ご登録いただく上での注意点

- ① 登録出来るのは1年度につき1事業者1商品です。
- ② 本制度は登録商品の品質等を保証するものではありませんので、消費者に誤解を与える商品表示を行わないでください。
- ③ 次の項目に該当する場合は、登録を取り消す場合があります。
 - ・虚偽の申請に基づき登録されたと認められたとき
 - ・商品の製造または販売を1年以上中止し、または廃止したとき
 - ・その他、越前市PR応援商品として適当でないと認められたとき